

景観法、伊豆市景観まちづくり条例に基づく行為の届出 必要書類

- 1 かがみの様式（条例施行規則に基づくもの。次のうちいずれか1つ）
- ・ 行為の届出 行為届出書（様式第1号）
 - ・ 行為の変更の届出 行為変更届出書（様式第2号）
 - ・ 国の機関又は地方公共団体が行う行為 行為通知書（様式第6号）

2 添付書類・図書（条例施行規則 別表第1（第3条、第6条、第10条関係）より）

行為	図書	
法第16条第1項第1号から第3号【建築物の建築等、外観の変更（各見付面積の1/2以上の変更）】【工作物の建設等、外観の変更】【都市計画法開発行為】まで又は同条第5項の行為【国の機関又は地方公共団体が行う行為】	位置図	方位及び行為地の付近見取図
	計画配置図	敷地の境界、建築物の工作物の位置及び緑化計画図又は外構平面図
	計画立面図及び断面図又は完成予想図	着色（各面の見付面積、仕上げ材の種類、各色の使用面積及びマンセル値）
	現況写真 ※は地上に設置する太陽光発電施設の新設の場合	行為地及びその周辺を含む。 ※道路景観軸、河川景観軸、駿河湾、観光レクリエーション施設、ホテル・旅館、ジオサイト、名勝、景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設、景観資産、一団の住宅地（別荘地を含む。）等からの中景、遠景写真 ※①複数の視点場を図面に旗揚げ ②視認できない場合 その旨を明記 視認できる場合 対策を明記
	景観形成基準対応表	
	再生可能エネルギー発電事業同意通知書（ただし、該当する行為に限る。）	伊豆市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（平成30年伊豆市条例第26号）に基づく同意通知書の写し
その他市長が必要と認める書類		

条例第 8 条第 1 号及び第 3 号の行為【土石の採取その他の土地の形質の変更】 【屋外における物件の堆積】	位置図	方位及び行為地の付近見取図
	計画配置図	敷地の境界及び行為の範囲
	計画平面図	行為の前後
	計画縦断図及び計画横断図	行為の前後
	緑化計画図	保存又は伐採若しくは植栽する木竹等の位置及び名称
	現況写真	行為地及びその周辺を含む
	景観形成基準対応表	
	その他市長が必要と認める書類	
条例第 8 条第 2 号の行為【木竹の伐採】	位置図	方位及び行為地の付近見取図
	計画配置図	敷地の境界及び行為の範囲
	現況写真	行為地及びその周辺を含む
	景観形成基準対応表	
	その他市長が必要と認める書類	
条例第 8 条第 4 号の行為【特定照明（夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明）】	位置図	方位及び行為地の付近見取図
	計画配置図	敷地の境界、建築物の位置及び緑化計画
	計画立面図及び断面図又は完成予想図	着色（各面の見付面積、仕上げ材の種類、各色の使用面積及びマンセル値）
	製品仕様書	規格値等
	現況写真	行為地及びその周辺を含む
	景観形成基準対応表	
	その他市長が必要と認める書類	

注) やむを得ない事情により添付書類が揃わない場合、双方協議を行った上で、伊豆市から対応を指示する。